

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
 「迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること」について

平成22年8月

労働基準局労災補償部補償課(河合智則課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標分野	労働条件の確保改善	安全・安心な職場作り	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	勤労者生活の充実を図ること	パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就労及び家内労働者の適正な就業環境を整備	安定した労使関係等の形成を促進すること	と個別労働紛争の解決の促進を図ること	労働保険適用徴収業務の適性かつ円滑な実施を図ること

施策中目標

1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策中目標1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

(関連施策)

特になし。

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項)保険給付費：保険給付に必要な経費(全部)

(項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入：職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部)

(項)職務上年金給付費等交付金：職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部)

(項)業務取扱費：保険給付業務に必要な経費(全部)

：労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費(全部)

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	814,818	812,210	810,893	813,287	825,237
(決算額)(百万円)	(※1)	(※1)	(783,199)	(762,371)	

※1：平成18年度、平成19年度については、当該施策毎の決算額を算出しておりません。

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、４．を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数（前年度以下／毎年度）	2,071	1,911	1,435	1,237	980
達成率		96.0%	92.3%	75.1%	86.2%	79.2%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1は、労働基準局労災補償部調べ ・指標1の達成率は、（実績値／目標値）×100（％）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため、100%以下で目標達成となる。						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（1）施策小目標1「労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数（前年度以下／毎年度） ※施策中目標に係る指標1と同じ	2,071	1,911	1,435	1,237	980
達成率		96.0%	92.3%	75.1%	86.2%	79.2%
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1は、労働基準局労災補償部調べ ・指標1の達成率は、（実績値／目標値）×100（％）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため、100%以下で目標達成となる。						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること」関係

別表1－1 「労災保険給付事業」（事業評価シート）

6. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（Ⅲ－3－1）

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-3-1-(1)		別表1-1				
事業評価シート								
予算事業名		労災保険給付事業		事業開始年度		昭和22年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部補償課（河合智則課長）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働基準法（昭和22年法律第49号） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）						
関係する通知、計画等		「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について（平成22年2月25日基労発0225第1号）」（毎年）等						
予算体系		(項) 保険給付費 (大事項) 保険給付に必要な経費 (項) 職務上年金給付費年金特別会計へ繰入 (大事項) 職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費 (項) 職務上年金給付費等交付金 (大事項) 職務上年金給付費等交付金に必要な経費 (項) 業務取扱費 (大事項) 保険給付業務に必要な経費 (大事項) 労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費						
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 交付金 ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度 概要	目的 (何のために)	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。						
	対象 (誰/何を対象に)	被災労働者及びその家族						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任（第75条以下）を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等（以下「傷病等」という。）のうち、業務上の事由等により生じたものに対して、必要な保険給付を実施。 保険給付は別紙のとおり。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	825,237 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	825,237 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	-						
	H19(決算上の不用額)	-						
	H20(決算額)	810,893						
	H20(決算上の不用額)	27,694						
	H21(予算(補正込))	813,287						
	H21(決算見込)	-						
H22予算	825,237							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-3-1-(1)		別表1-1		
事業評価シート						
予算事業名		労災保険給付事業		事業開始年度	昭和22年度	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労災補償部補償課（河合智則課長）				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	(目) 保険給付費 796,954百万円 (目) 年金特別会計厚生年金勘定へ繰入 11,040百万円 (目) 職務上年金給付費等交付金 7,799百万円 (目) 非常勤職員手当 270百万円 (目) 諸謝金 1,159百万円 (目) 褒賞品費 0.4百万円 (目) 職員旅費 278百万円 (目) 外国旅費 0.6百万円 (目) 委員等旅費 27百万円 (目) 証人等旅費 7百万円 (目) 庁費 1,674百万円 (目) 障害等級等認定庁費 635百万円 (目) 電子計算機等借料 1,364百万円 (目) 貨幣交換差減補填金 2百万円 (目) 情報処理業務庁費 3,507百万円 (目) 電子計算機等借料 519百万円					
	※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数においては、上記「H22予算」総額と一致していない。					
事業/制度の 必要性	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	・国家公務員災害補償制度(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)):人事院 ・地方公務員災害補償制度(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)):総務省					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	・国家公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施:人事院 ・地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施:総務省					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	労災保険給付の決定に長期間(6ヶ月以上)を要している事案数(前年度以下/毎年度)	件数		1,435 【75.1%】	1,237 【86.2%】	980 【79.2%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	労災保険給付の決定に長期間(6ヶ月以上)を要している事案数は平成19年度以降、年々減少傾向にあることから、引き続き長期未決案件の減少に努めてまいりたい。					
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) 廃止 増額 現状維持 減額 (見直しをせず) 現状維持				
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	<運営主体> ・国(イギリス、ドイツ(※)、スウェーデン、日本等) ※法律で指定された事業主団体による労災保険組合(法律上、行政機関として位置づけられている)。 ・その他 フランス(全国疾病金庫) アメリカ(州により異なる(民間保険会社、州政府運営保険基金等)) <保険料率(平均)> アメリカ:1.70%、ドイツ:1.32%、フランス:2.26%、スウェーデン:0.68%、日本:0.54% イギリス(※):11.0%(被用者)、12.8%(事業主) ※年金、疾病、出産、失業、労災等を包括した保険の保険料率。					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<事業・制度の沿革> 昭和22年 労働者災害補償保険法の制定(労働基準法と同時に制定) 40年 年金給付の本格導入 <保険料率等> ・平成元年度に、年金給付に要する費用について災害発生時点で全額徴収する方式に見直し ・その後は、3年ごとの料率改定において、保険料率の引下げが続いている。 平成元年度 11.0/1000(平均) → 平成21年度 5.4/1000(平均)					

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

- 療養(補償)給付 : 必要な療養の給付又は療養の費用の支給
- 休業(補償)給付 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
- 障害(補償)給付
 - ・障害(補償)年金
 - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金
 - ・障害(補償)一時金
 - : 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金
- 遺族(補償)給付
 - ・遺族(補償)年金
 - : 死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金
 - ・遺族(補償)一時金
 - : ①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)
- 葬祭料・葬祭給付
 - ・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)
- 傷病(補償)年金
 - ・傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定)していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金
- 介護(補償)給付
 - : 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,730円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,370円を上限とする。)
- 二次健康診断等給付
 - : 事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付

また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかかり、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。

- 特別遺族給付金
 - ・特別遺族年金
 - : 死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金
 - ・特別遺族一時金
 - : ①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)